

# 日本 VAD コンソーシアム研究会の競争法に関わるコンプライアンス規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、日本 VAD コンソーシアム研究会(以下、「研究会」という)が活動を行うにあたり、日本国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、及び「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」、ならびに諸外国の競争法(以下、あわせて「競争法」)を遵守するための規則及び活動指針を定め、もって本会の活動が競争法に違反することを防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規則は、本会における全ての活動に適用される。

(責任者)

第3条 本会の競争法コンプライアンス責任者は世話人代表理事とし、担当責任者を世話人とする。

2 担当責任者は、本規則が適切に運用されるよう努めなければならない。

3 担当責任者は、本規則に違反する事実及びその疑いがあると認められた時は、速やかに、世話人会に報告しなければならない。

## 第2章 会議の運営

(禁止行為)

第4条 本会の会員及び事務局員は、理事会、評議委員会、研究会及び懇親会等において、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に示す行為を含む一切の競争法違反行為及びその疑いを惹起する行為を行わない。

(会議又は会合開催上の注意事項)

第5条 会議又は会合の開催に際しては、次の対応を行う

(1) 会議又は会合における議題・資料の事前確認

1 担当責任者は、会議又は会合において予定される議題及び配布される資料について、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に示す行為を含む一切の競争法違反行為及びその疑いを惹起する内容が含まれていないかを事前に確認しなければならない。

(2) 議事進行時

1 会議の議長は、会議において、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止しない場合、議長は当該会議を直ちに終了し、当該終了事由を議事録に記録する。

2 出席者及び本会員は、会議又は研究会等の進行中において、他の出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合には、議長は発言者への注意を促す。

3 議長又は本会員は、競争法上問題となるおそれがある発言があった事実を、第3条に述べる競争法コンプライアンス担当責任者に報告するものとし、報告を受けた競争法コンプライアンス担当責任者は、当該発言を行った者に対する注意等適切な対応をとる。

(3) 会議終了後

1 会議に出席した本会員、議長は、会議終了後、速やかに議事録を作成するものとする。議事録には第5条(2)1に述べる確認を実施したことを記載する。

### 第3章 ガイドライン

(ガイドライン・基準等)

第6条 本会が制定するガイドライン・基準等(以下「自主規格等」という)は、特定の事業者(非会員含む)に対して、競争法上問題となり得る差別的な内容とならないよう十分に検討の上、本会が定めた手続きに従って定めるものとする。

- 2 本会は自主規格等の利用を会員に強制するなどの自主規格等の利用上、競争法上問題となる行為を行わない。
- 3 本会は自主規格等を制定するとき、会員から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じ、第三者等との間で意見交換又は意見聴取を行うものとする。

### 第4章 その他

(本会職員に対する研修)

第8条 本会は本会職員に対して、競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じ実施し、各人の知識向上に努める。

(本規則の一般公開)

第9条 本会は、本規則の会員への周知を図るものとする。

(違反処分及び再発防止)

第10条 本規則に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、担当責任者は、その原因について調査・分析を行い、適切な再発防止策を講じる。

- 2 会員等が本規則に違反した場合は、世話人会において慎重に審議し、違反会員等の意見を十分に聞いた上で、会員に対して処分を行うことができる。
- 3 前項の処分の内容は都度協議して定める。

(規則の改廃)

第11条 本規則の改廃は、世話人会の決議による。

附則

この規則は、2022年1月26日から施行する。